

五

募方

入札競争の

別参加者（第Ⅱ非価格競争入札
発行という。）
各申込みのうち応募額を順次割り
もかかる。そのうち応募額を順次
当てる。市場特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
募限度額の範囲内において各申
込みの応募額を割り当てる。

ロ

国債市場
特別参加者
者別第Ⅰ
者別第Ⅰ
非価格競争

各申込みの応募額を割り当てる。

六

発

入札競争

特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債にたいして、
一兆九百六十三億円

ロ

国債市場
特別参加者
者別第Ⅰ
者別第Ⅰ
非価格競争

特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債にたいして、
千三十億円

ハ

国債市場
特別参加者
者別第Ⅱ
者別第Ⅱ
非価格競争

特別会計に関する法律第四十六
条第一項の規定に基づき発行し
た利付国債にたいして、
四百四十一億円

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限

平成二十五年五月三十日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額百円につき百円

平成四十五年三月二十日

利子を支払う。

て、その日以前六月間に属する

を支払期とし、各支払期において

毎年三月二十日及び九月二十日

後の第二期利子

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。。